

今回は、法務省などの統計資料から、相続不存在の相続などを紹介・分析して解説します。

## 1. おひとり様の現状

「生涯独身」、「結婚しても子がいない」、「子はいるが障害があったりして頼りにできない」など、おひとり様又はその予備軍の人も少なくありません。国立社会保障・人口問題研究所によると、2025年の単身世帯（1人暮らし）は、1996万世帯になるとみられていて、総人口に占める1人暮らしの割合は16%となり、「6人に1人強が1人暮らし」になると推計されています。

国税庁の相続税の申告件数でも、法定相続人の数が0人又は1人の場合の申告件数が増加傾向にあります。

### ● 法定相続人が0人又は1人の相続税の申告件数（出典：国税庁）

年分	法定相続人の数		年分	法定相続人の数	
	0人	1人		0人	1人
平成21年	354人	4,231人	平成26年	289人	6,374人
平成22年	396人	4,731人	平成27年	436人	12,746人
平成23年	392人	5,195人	平成28年	536人	15,528人
平成24年	441人	5,534人	平成29年	559人	16,524人
平成25年	286人	5,915人	平成30年	608人	18,187人

法定相続人が0人で相続税の申告が必要な場合は、相続人がいない場合で、①特別縁故者への財産分与があったとき、②遺言書による遺贈があったとき、③信託によるみなし遺贈があったとき、④生命保険金の受取人であったとき、などが考えられます。

## 2. 相続財産法人等の現状

### (1) 相続人不存在の場合の取扱い

相続人がいることが明らかでないとき、また、相続人全員が相続を放棄したとき、民法は相続財産を法人とする旨を定めています（民法951条）。これが「相続財産法人」です。

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の申立てにより、相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

相続財産管理人の選任申立ては、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に、利害関係人（受遺者（包括・特定）、被相続人の債権者又は債務者、相続財産上の担保権者、特別縁故者など）又は検察官が行うこととされています。

### (2) 相続人不存在にならないための対応策

相続人が不存在の場合でも、遺言書に相続財産の全部について包括受遺者が存在するときには、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有し（民法990条）、遺言者の死亡の時から原則として被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものであって、相続財産の全部について包括受遺者が存在する場合には相続財産法人による諸手続を行わせる必要がないから、遺言者に相続人が存在しない場合でも相続財産全部の包括受遺者が存在するときは、民法951条にいう「相続人の存在が明らかでないとき」に当たらないものと考えられます（最高裁：平成9年9月12日判決）。

相続財産管理人選任等（相続人不分明）		特別縁故者への相続財産の分与		相続人不存在により国庫に帰属した金銭等	
年度	件数	年度	件数	年度	金額（単位：千円）
平成26年度	18,447件	平成26年度	1,136件	平成26年度（決算額）	43,411,582
平成27年度	18,615件	平成27年度	1,043件	平成27年度（決算額）	42,063,983
平成28年度	19,810件	平成28年度	1,069件	平成28年度（決算額）	43,990,303
平成29年度	21,130件	平成29年度	1,096件	平成29年度（決算額）	52,638,657
平成30年度	21,121件	平成30年度	1,196件	平成30年度（予算額）	43,155,290
令和元年度	21,751件	令和元年度	1,040件	令和元年度（見積額）	58,348,731

（出典：最高裁判所「第9表：司法統計年報（家事編）」「平成31年度歳入予算概算見積額明細表：雑収」）

（文責：山本和義）